

令和元年7月1日

三の倉市民の里 地球村 利用者の皆様

## 利用料金の改定について

日頃は当館をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、多治見市の各種使用料・手数料等が、消費税の税率引き上げに伴い改定されることになりました。本改定に伴う新料金の取り扱いは下記のとおりとなります。何とぞよろしく願いいたします。

### ■旧料金・新料金の適用について

・新料金は令和元年10月1日以降の利用について適用されますが、経過措置として、9月30日までに旧料金で納入された場合は、そのまま旧料金が適用されます。

利用日	支払い日	適用される料金
令和元年 10月1日以降の利 用	9月30日まで	旧料金
	10月1日以降	新料金

※今回の料金改定は当館の利用料金だけでなく、市内の文化・体育・福祉施設等の使用料、ごみ処理手数料等、全般にわたって行われるものです。ご理解のほどお願いいたします。